

〔様式第1号〕

年　月　日

(提出先) 大阪市長

所 在 地
法 人 名
法人代表者
職 ・ 氏 名

大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請額（合計） 金_____円

2 事業所の名称、所在地及びサービスの種別

【事業所名】

【事業所所在地】

【サービス種別】

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 申請する経費等の内訳等内容がわかる見積書又は金額が確認できる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

担当者氏名	
電話番号	
E-mail	

〔様式第2号〕

大阪市指令福祉第
号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました標題の補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 補助金交付額 金 円

2 補助金交付の条件

- (1) 補助金交付対象事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分又は執行計画の変更（大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第10条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (5) 事業の進捗状況を必要に応じて市長に報告しなければならない。
- (6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部、又は一部を本市に納付させることができる。
- (7) 市長は、申請者が補助事業を遂行することができないことにより、当該年度以前に補助事業が一部完了し補助金が交付済みのものも含め、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

- (8) その他、大阪市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (10) 補助事業により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならぬ。
- (11) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、本市契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

3 その他

- (1) 規則第 11 条の規定により、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から 5 年間保存すること。
- (2) 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

〔様式第3号〕

大 福 祉 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、標題の補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第6条第2項により通知します。

記

(交付しない理由)

〔様式第4号〕

年　月　日

(提出先) 大阪市長

所 在 地

法 人 所 名

法 人 代 表 者

大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
補助金交付申請取下書

年　月　日付け大阪市指令福祉第　　号にて通知のありました標題の補助金の交付決定については、大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日　　年　月　日

2 取下げの理由

〔様式第5号〕

年　月　日

(提出先) 大阪市長

所 在 地
法 人 所 名
法 人 代 表 者
職 ・ 氏 名

大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
補助金変更承認申請書

年　月　日付け大阪市指令福祉第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

〔様式第6号〕

年　月　日

(提出先) 大阪市長

所 在 地
法 人 所 名
法 人 代 表 者
職 ・ 氏 名

大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
補助金補助事業中止・廃止承認申請書

年　月　日付け大阪市指令福祉第　　号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

〔様式第7号〕

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
補助金変更承認決定通知書

年 月 日付け申請のあった大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更承認申請については、補助事業の内容等の変更を承認したので、大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

(承認した内容)

〔様式第8号〕

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
補助金中止・廃止承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金中止・廃止承認申請については、補助事業の中止・廃止を承認したので、大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

〔様式第9号〕

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
補助金変更不承認通知書

年 月 日付けて申請のあった大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金変更承認申請については、次の理由により承認しないこととしたので、大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第 10 条第 4 項の規定により通知します。

(承認しない理由)

〔様式第10号〕

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
補助金事情変更による交付決定取消し・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました補助
金については、大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設
備等支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更
することを決定しましたので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

〔様式第11号〕

年　月　日

(提出先) 大阪市長

所 在 地
法 人 所 名
法 人 代 表 者
職 ・ 氏 名

大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
補助金実績報告書

年　月　日付け大阪市指令福祉第　　号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、次とおりその実績を報告します。

1 補助金の予定額 金_____円

2 事業所の名称、所在地及びサービスの種別

【事業所名】

【事業所所在地】

【サービス種別】

3 添付書類

- (1) 事業実施報告書
- (2) 経費等の支出内容等が確認できる領収書等の写し又は対象経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類の写し
- (3) 設備の設置等が完了したことが確認できる納品書及び作業完了届等の写し
- (4) その他市長が認める書類

〔様式第12号〕

大 福 祉 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました標題の補助金については、次のとおり補助金額を確定しましたので、大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

確定金額 金 _____ 円

〔様式第13号〕

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました補助金については、大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金要綱第 16 条の規定により、次のとおり取消しすることを決定しましたので通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

〔様式第14号〕

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
補助金返還決定通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号による大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金の取消しに伴い、大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第17条第1項の規定により、次のとおり返還を求めます。

1 返還決定額 金 円

2 返還期日 年 月 日

3 返還方法 別添の納付書による

〔様式第15号〕

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業
補助金額更正通知書兼返還決定通知書

年 月 日付け大福祉第 号にて確定した大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金については、次のとおり補助金額を更正したので、大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第18条第1項の規定により通知し、返還を求めます。

1 更 正 内 容

更正前の額	更正後の額	差 額
円	円	円

2 返還決定額 金 円

3 返 還 期 日 年 月 日

4 返 還 方 法 別添の納付書による

〔様式第16号〕

年　月　日

大　阪　市　長　様

所　在　地

法　人　所　名

法　人　代　表　者

職　・　氏　名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年　月　日付け大阪市指令福祉第　　号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について大阪市障がい児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金交付要綱第20条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金交付額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し(確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等)
- (2) 2の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等
- (3) その他市長が必要とするもの。